

別紙

公民館、地域センター、コミュニティセンター、地域福祉センターの登録手続等の比較

基本事項

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
目的	社会教育法第20条の目的を達成するため、同法第21条の規定に基づき、公民館を設置する。	地域住民に自治活動、福祉活動等の場を提供することにより、市民の手による望ましい地域社会づくりの推進に資するため、地域センターを設置する。	地域住民が相互に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進するため、コミュニティセンターを設置する。	地域福祉センターは、市民に自治活動又は福祉活動等の場を提供することにより、コミュニティの形成及び福祉の増進を図ることを目的とする。
使用時間	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
休業日	1月1日～3日及び12月29日～31日	1月1日～3日及び12月29日～31日	月曜日並びに1月1日～3日及び12月29日～31日	1月1日～3日及び12月29日～31日

登録団体

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
登録団体の範囲	●市内団体 市内在住・在勤・在学者が半数以上の団体 ●市外団体 市内団体以外の団体	●市内在住・在勤者で構成し、自治活動等を行う団体	●市内在住・在勤者で構成し、自治活動等を行う団体	●市内在住・在勤者で構成し、自治活動又は福祉活動等を行う団体
登録団体の基準	○5名以上の自主的に運営される集まり（複数世帯） ○継続的・計画的・定期的に活動していること ○組織運営、活動内容、事業計画、予算・決算報告等を定めた規約・会則を有すること ○会員名簿（氏名・住所・連絡先を明記）を有すること ○代表者は成人とし、活動時に成人が必ず参加すること	○5名以上（大人）の和光市在住・在勤者で構成されていること ○継続的・計画的に活動していること ○組織運営、活動内容、事業計画、会費等を定めた規約・会則を有すること ○住所、氏名、電話番号を記載した会員名簿を有すること	○5名以上（大人）の和光市在住・在勤者で構成されていること ○継続的・計画的に活動していること ○組織運営、活動内容、事業計画、会費等を定めた規約・会則を有すること ○住所、氏名、電話番号を記載した会員名簿を有すること	○10名以上で、構成員の8割が和光市在住・在勤・在学者であること ○組織、活動内容、会費等を定めた規約・会則を有すること ○会員名簿を有すること ○特定の政党・宗教の支援、宣伝等をしないこと

登録手続	○登録申請書を提出して行う。申請書の提出先は、免除の新規登録の場合は生涯学習課（更新の場合は公民館も可）、一般登録及び減額登録の場合は活動拠点となる公民館である。審査後、登録カードを発行する。	○次の書類を市民活動推進課に提出し、審査後、基準を満たした場合は登録証が郵送される。 ・登録申請書 ・規約又は会則 ・会員名簿 ・会計報告書（会費が月3千円以上の場合）	○次の書類を市民活動推進課に提出し、審査後、基準を満たした場合は登録証が郵送される。 ・登録申請書 ・規約又は会則 ・会員名簿 ・会計報告書（会費が月3千円以上の場合）	○規則に定める登録申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、審査後、基準を満たした場合は登録証が交付される。 ・規約又は会則 ・会員名簿
有効期間	免除・減額団体は2年間（H25.4.1～H27.3.31）、一般登録団体は許可後1年間	2年間（H24.4.1～H26.3.31）	2年間（H24.4.1～H26.3.31）	2年間（H25.4.1～H27.3.31）

団体登録できる施設の制限

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
登録できる施設数	拠点活動館としていずれかの館に登録する。	地域センター及びコミュニティセンターのうちいずれか2館まで。	地域センター及びコミュニティセンターのうちいずれか2館まで。	規定なし

使用制限

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
行為による制限	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館の設置の目的に反するおそれがあると認められるとき ●公共の福祉に反するおそれがあると認められるとき ●公民館の管理上支障があると認められるとき ○政党・政治団体などの政治活動を目的とした使用 ○宗教団体などの宗教活動を目的とした使用 ○許可を受けた目的以外の使用 ○許可を受けていない施設及び設備等の使用 ○他の使用者に迷惑となる使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○政治活動 ○宗教活動 ○公益を害するとき ○管理上支障があるとき ○不特定多数の活動 ○行政の事業又は施設修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ●公益を害するおそれがあるとき ●管理上支障のおそれがあるとき ●その他市長が必要と認めるとき ○政治活動 ○宗教活動 ○公益を害するとき ○管理上支障があるとき ○不特定多数の活動 ○行政の事業又は施設修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ●公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき ●管理上支障があると認められるとき

	○職員が管理上行う指示に従わない使用			
営利行為の制限	<p>●（販売行為等の禁止） 物品の販売、募金その他これらに類する行為をしてはならない。</p> <p>○営利活動を目的とした使用（商品の販売、企業の会議や研修会、営利目的の教室・私塾）</p> <p>※企業に属する職員の勉強会・厚生活動は除く。</p>	<p>○営利行為</p> <p>・施設での販売及び斡旋のため、月謝などを徴収する塾行為</p> <p>・企業が実施する会議及び研修会、試験（市内企業が行う職場会議及び親睦会を除く。）</p>	<p>●（営利行為の禁止） 営利を目的とした行為をしてはならない。</p> <p>○営利行為</p> <p>・施設での販売及び斡旋のため、月謝などを徴収する塾行為</p> <p>・企業が実施する会議及び研修会、試験（市内企業が行う職場会議及び親睦会を除く。）</p>	<p>○営利活動の禁止</p> <p>・企業等が行う会議、研修、採用試験、面接など、企業等の目的達成のための活動</p> <p>・企業等が行う職員向けの福利厚生活動（健康診断など）</p> <p>・物品の販売、説明、チラシ配布等</p> <p>・塾の授業、カルチャースクール等金銭を得ての活動</p> <p>・社会通念上、自治活動又は福祉活動を行うための会費を超えるような会費を徴収する活動</p> <p>・その他、営利を目的とする活動等をする事</p>
使用回数 の制限	<p>●使用の回数を制限することができる。</p> <p>○月4コマまで。ただし、定例活動日が月5週あるときは、5コマ可能。</p> <p>○使用日の属する月の2月前の月の初日からは、活動拠点以外の公民館も使用申請でき、コマ数の制限がなくなる。</p>	<p>○月3コマまで（基本4時間までかつ1部屋の使用を1コマとする。）※センターごとに独自規定あり。</p>	<p>●月4回まで（1区分かつ1部屋の使用を1回とする。）</p>	<p>○週1回を限度（午前・午後・夜間のいずれかを選択する。）</p>

使用手続

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
申請時期	<p>●市内団体 使用日の属する月の3月前の月の初日</p> <p>●市外団体 使用日の属する月の2月前の月の初日</p>	<p>○使用日の属する月の2月前の月の初日</p> <p>○市内企業 使用日の属</p>	<p>●登録団体等 市長が別に定めるところによる。</p> <p>●登録団体等以外の者 使用日の3日前まで</p> <p>○使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の3日前まで</p>	<p>●登録団体 使用開始日の属する月の3月前の月の初日から使用を開始しようとする日まで</p> <p>●登録団体以外の者 使用開始日の属する月の2月前の月の初日から使用</p>

		する月の1月前の月の初日から使用日の3日前まで	○市内企業 使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日の3日前まで	を開始しようとする日まで
申請手続	○公民館窓口で行う。電話は不可。申請書の提出後、許可書が交付される。 ※申請と同時に使用料の納付が必要。	○登録団体等 使用受付簿に登録番号を記載する。 ○登録団体等以外の者 使用受付簿に団体名を記載する。	○登録団体等 窓口又は電話。 ○登録団体等以外の者 市民活動推進課を経由して許可を得、その後センター窓口で行う。 ○市内企業 事前使用許可の手続後、センター窓口で行う。	
使用許可の取消し	●この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ●第5条第3項の条件に違反したとき。 ●不正な手段によって使用の許可を受けたとき。 ●その他教育委員会において必要があると認めるとき。		●使用の目的に違反したとき。 ●災害その他の事故により施設の使用ができなくなつたとき。 ●この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	規定なし

予約

	公民館（中央公民館のみ）	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
申請時期	● 免除（別項「エ」「オ」の団体）・減額団体は、使用する日の属する月の4月前の月の20日から同月の26日までの間、予約を申込みことができる。 ● 申込みのあった日の属する月の27日から同月の末日までの間に、予約者を抽選等の方法により決定し、その旨を通知する。 ● 予約者は、使用日の属する月の2月前の月の	規定なし	規定なし	● 障害者団体（障害者及びその家族並びにボランティア等を構成員とする団体をいう。）は、使用する日の属する月の4月前の月の初日から同月19日までの間、予約を申込みことができる。 ● 障害者団体以外の者は、使用する日の属する月の4月前の月の20日から同月末日までの間、予約を申込みことができる。

	末日までに使用料の納付を行う。			
--	-----------------	--	--	--

使用料

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
使用料	使用料納付。	●登録団体は、無料。 ●登録団体以外は、使用料納付。	●登録団体は、免除により無料。 ●登録団体等以外は、使用料納付。	●登録団体は、無料。 ●登録団体以外は、使用料納付。
使用料の免除・減額	●免除 ア 市又は教育委員会の主催事業 イ 市又は教育委員会の共催事業のうち市長又は教育委員会が免除事業として承認した事業 ウ 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び養護学校の教育活動 エ 市内の公共的団体 オ 市内の社会教育活動推進団体 ●8割減額 ア 市内の社会教育団体（社会教育活動推進団体を除く。） イ 市内の社会福祉法人 ●5割減額 ア 市内在住の障害者を主たる構成員とする団体 イ 市内在住の65歳以上の者を主たる構成員とする団体 ウ 市内在住の15歳以下の者を主たる構成員とする団体	免除 ●市又は教育委員会の主催事業 ●市又は教育委員会の共催事業のうち市長又は教育委員会が免除事業として承認した事業 ●受託団体の管理運営業務事業 減免規定なし	免除 ●市又は教育委員会の主催事業 ●市又は教育委員会の共催事業のうち市長又は教育委員会が免除事業として承認した事業 ●登録団体 ●受託団体の管理運営業務事業 減免規定なし	規定なし
別表備考	●市外居住者又は市民以外を主たる対象とした場合、使用料に100分の50を乗じた額を加算。	●市外居住者又は市民以外を主たる対象とした場合、使用料に100分の50を乗じた額を加算。	●市外居住者又は市民以外を主たる対象とした場合、使用料に100分の50を乗じた額を加算。	規定なし

	ただし、次の者には適用しない。 ア 市内在勤・在学者 イ 朝霞市、志木市又は新座市の在住・在勤・在学者	ただし、次の者には適用しない。 ア 市内在勤・在学者 イ 朝霞市、志木市又は新座市の在勤・在学者	ただし、次の者には適用しない。 ア 市内在勤・在学者 イ 朝霞市、志木市又は新座市の在勤・在学者	
--	---	--	--	--

使用後の手続

	公民館	地域センター	コミュニティセンター	地域福祉センター
原状回復	●施設を清掃し、設備等を整理して原状に復すこと。		●原状に復すこと。	規定なし
その他	○鍵を返却し、使用報告書を提出する。	○使用日誌を記入	○使用日誌を記入。 ○受付スタッフによる清掃状況の確認。	規定なし